

# IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約 2020年6月11日現在

～2020年6月10日

2020年6月11日～

## （本規約の目的）

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約」以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（[料金表第1表に規定するIPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)に限ります。）に関する契約を締結いただいた契約者に対し、I P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））の別記6に規定する付加機能（[料金表第1表に規定するIPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能に限ります。](#)）に係る[端末設備](#)、[端末設備](#)に係るサポート機能及びセキュリティ機能を提供します。

## （本規約の範囲）

第2条 本規約は、契約者と当社との間における[IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能対応機器（ルーター01）](#)の取扱いに係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、I P通信網サービス契約約款の規定に従うものとし、本規約とI P通信網サービス契約約款に矛盾が生じた場合は本規約、I P通信網サービス契約約款の順で優先することとします。

## （定義）

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 <a href="#">IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能</a>	I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定する <a href="#">IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能</a> に限ります。）

## （本規約の目的）

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約」以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（[OCN v6アルファ](#)に限ります。）に関する契約を締結いただいた契約者に対し、I P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））の別記6に規定する[OCN v6アルファ](#)に係る[対応機器](#)、[対応機器](#)に内蔵するサポート及びセキュリティを提供します。

## （本規約の範囲）

第2条 本規約は、契約者と当社との間における[OCN v6アルファ対応機器（ルーター01）](#)の取扱いに係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、I P通信網サービス契約約款の規定に従うものとし、本規約とI P通信網サービス契約約款に矛盾が生じた場合は本規約、I P通信網サービス契約約款の順で優先することとします。

## （定義）

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 <a href="#">OCN v6アルファ</a>	I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定する <a href="#">IPv4 over IPv6(IPoE)接続</a> に限ります。）

～2020年6月10日

2 本契約	当社から <a href="#">IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能</a> を受けるための契約
3 契約者	当社と本契約を締結している者
4 本機器	当社が、 <a href="#">IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能</a> に係る <a href="#">端末設備</a> として提供する日本電気株式会社（以下「NEC社」といいます。）製の無線LANルータ
5～6	（略）
7 サポート機能	本機器が <a href="#">保持する</a> 機能であって、当社が、実施する必要があると判断した場合において、契約者に代わって接続機器の登録及びセキュリティ設定等を遠隔にて実施する機能
8 ホームネットワークセキュリティ機能	本機器が <a href="#">保持する</a> 機能であって、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンド社」といいます）製の「Trend Micro Smart Home Network™」サービスを活用して提供する機能

（ソフトウェアの更新）

第9条 本機器は、次に掲げる場合において、ソフトウェアを更新します。

- (1) 本機器の初期起動時に最新のファームがある場合
- (2) [IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)の継続的な提供やサービス品質の維持等を目的に当社が必要と判断した場合
- (3) (1)及び(2)以外のもので、契約者自身で実施する場合

2 ソフトウェアの更新中は、通信が一時的に利用できない場合があります。

3 ソフトウェアの更新中に契約者が本機器の電源をOFFした場合、正常に動作しないことがあります。

4 ソフトウェア更新後の本機器の再起動の不具合により第2種オープンコンピュータ通信網サービスが利用できなくなる場合があります。

5 ソフトウェアの更新に要したデータ通信料は、契約者に負担していただきます。

2020年6月11日～

2 本契約	当社から <a href="#">OCN v6アルファ</a> を受けるための契約
3 契約者	当社と本契約を締結している者
4 本機器	当社が、 <a href="#">OCN v6アルファ</a> に係る <a href="#">対応機器</a> として提供する日本電気株式会社（以下「NEC社」といいます。）製の無線LANルータ
5～6	（略）
7 サポート機能	本機器に <a href="#">内蔵する</a> 機能であって、当社が、実施する必要があると判断した場合において、契約者に代わって接続機器の登録及びセキュリティ設定等を遠隔にて実施する機能
8 ホームネットワークセキュリティ機能	本機器に <a href="#">内蔵する</a> 機能であって、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンド社」といいます）製の「Trend Micro Smart Home Network™」サービスを活用して提供する機能

（ソフトウェアの更新）

第9条 本機器は、次に掲げる場合において、ソフトウェアを更新します。

- (1) 本機器の初期起動時に最新のファームがある場合
- (2) [OCN v6アルファ](#)の継続的な提供やサービス品質の維持等を目的に当社が必要と判断した場合
- (3) (1)及び(2)以外のもので、契約者自身で実施する場合

2 ソフトウェアの更新中は、通信が一時的に利用できない場合があります。

3 ソフトウェアの更新中に契約者が本機器の電源をOFFした場合、正常に動作しないことがあります。

4 ソフトウェア更新後の本機器の再起動の不具合により第2種オープンコンピュータ通信網サービスが利用できなくなる場合があります。

5 ソフトウェアの更新に要したデータ通信料は、契約者に負担していただきます。

～2020年6月10日

6 ソフトウェアの更新に関しては、必ずしもお客さまに安全に提供できる保証をするものではありません。

7 契約者は、第1項の(1)及び(2)に規定する場合のソフトウェアの更新について、予め承諾するものとします。

8 当社は、第1項の(2)に規定するソフトウェアの更新を行う場合、当社が定める期間内にて順次ソフトウェアの更新を実施します。その場合において、契約者がソフトウェアの更新日時を選択することはできません。

9 当社は、第1項の(2)及び(3)について、当社のホームページ及び[IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)専用アプリケーションにて通知します。

10 第1項の(3)に規定するソフトウェアの更新に起因して、本機器の破損又は故障等により使用することができなくなったときは、当社は第12条（紛失・破損・故障時の対応）の第2項の規定に準じて取り扱います。

11 契約者は、第1項に規定するソフトウェアの更新について、第2項～第4項の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの接続が出来ない状態であっても、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

（本機器が保持する情報の取扱い）

第17条 N E C社サーバへ通知された本機器が保持するネットワーク情報等は、[IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)の提供以外の目的で利用することはありません。情報の管理については、I P通信網サービス契約約款に基づき管理します。

2020年6月11日～

6 ソフトウェアの更新に関しては、必ずしもお客さまに安全に提供できる保証をするものではありません。

7 契約者は、第1項の(1)及び(2)に規定する場合のソフトウェアの更新について、予め承諾するものとします。

8 当社は、第1項の(2)に規定するソフトウェアの更新を行う場合、当社が定める期間内にて順次ソフトウェアの更新を実施します。その場合において、契約者がソフトウェアの更新日時を選択することはできません。

9 当社は、第1項の(2)及び(3)について、当社のホームページ及び[OCN v6アルファ](#)専用アプリケーションにて通知します。

10 第1項の(3)に規定するソフトウェアの更新に起因して、本機器の破損又は故障等により使用することができなくなったときは、当社は第12条（紛失・破損・故障時の対応）の第2項の規定に準じて取り扱います。

11 契約者は、第1項に規定するソフトウェアの更新について、第2項～第4項の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの接続が出来ない状態であっても、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

（本機器が保持する情報の取扱い）

第17条 N E C社サーバへ通知された本機器が保持するネットワーク情報等は、[OCN v6アルファ](#)の提供以外の目的で利用することはありません。情報の管理については、I P通信網サービス契約約款に基づき管理します。

～2020年6月10日	2020年6月11日～
<p>(OCN forドコモ光契約者への提供)</p> <p>第28条 OCN forドコモ光契約者へのホームネットセキュリティ機能の提供期間は、当社が<u>IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能</u>対応機器(ルーター01)での<u>IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能</u>の提供を開始した日を含む月から起算し、12ヶ月目の末日までとします。ただし、契約者(OCN forドコモ光契約者を除きます)がOCN forドコモ光への変更を行った場合は、OCN forドコモ光の提供を開始した日を含む月から起算し、12ヶ月目の末日までとします。</p>	<p>(OCN forドコモ光契約者への提供)</p> <p>第28条 OCN forドコモ光契約者へのホームネットセキュリティ機能の提供期間は、当社が<u>本機器</u>での<u>OCN v6アルファ</u>の提供を開始した日を含む月から起算し、12ヶ月目の末日までとします。ただし、契約者(OCN forドコモ光契約者を除きます)がOCN forドコモ光への変更を行った場合は、OCN forドコモ光の提供を開始した日を含む月から起算し、12ヶ月目の末日までとします。</p> <p><u>附 則(令和2年6月4日 P S 事推第00655997号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和2年6月11日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本契約の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた本契約に関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>